ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用管理要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、ＳＤＧｓ及びＳＤＧｓ未来都市の普及啓発を図るために作成したＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

　（仕様）

第２条　ロゴマークの仕様は、別添のＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする。

　（使用承認の申請）

第３条　ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認申請書（様式第１号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 本市が使用するとき。
2. 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
3. その他市長が特に申請を要しないと認めたとき。

　（使用承認）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認通知書（様式第２号）により、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、市長は、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

1. 本市及びＳＤＧｓ未来都市の品位を傷つけ、又はＳＤＧｓの正しい理解

の妨げとなるおそれがある場合

1. 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
2. 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある場

　　合

1. 特定の個人、団体等の売名に使用、又はそのおそれがある場合
2. 営利目的として使用、又はそのおそれがある場合。ただし、市長が第１条

　　の趣旨に沿うものとして認めた場合を除く。

1. 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用されるおそれがある

　　場合

1. 公益性又は公共性のない活動に使用し、又はそのおそれがある場合。
2. 本市が実施する事業を妨げ、又はそのおそれがある場合
3. 申請者又はその役員（相当の責任の地位にある者を含む。）が阪南市暴力

　　団排除条例（平成２４年阪南市条例第１６号。）に規定する暴力団員又は暴

　　力団密接関係者に該当する場合

1. その他市長が使用について不適当と認めた場合

２　市長は、前項の審査の結果、使用を承認することが不適当と認めるときは、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（使用承認の期間）

第５条　使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して1年間を限度とする。

　（使用料及び手数料）

第６条　ロゴマークの使用料及び手数料は、無料とする。

　（遵守事項）

第７条　使用者は、ロゴマークの使用にあたっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

1. 使用承認のあった範囲内でのみ使用すること。
2. ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用ガイドラインに定める使用方法に

　　従うこと。

1. 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
2. ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の

　　登録及び知的財産に関する一切の権利を設定または登録しないこと。

　（改善の指示等）

第８条　市長は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合は、使用者に改善を指示することができるものとし、その指示に当たっては、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用改善通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

２　市長は、使用者が前条の改善指示に従わない場合、使用承認を取り消し、ロゴマークの使用を差し止めることができるものとし、その取り消し又は差し止めに当たっては、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。この場合において、当該取り消し又は差し止めを受けた使用者は、市長の指示に従い、速やかにロゴマークの使用を中止し、及びロゴマークの複製物を廃棄又は回収しなければならない。

３　前項の場合において、当該取り消しを受けた使用者及びその関係者に損害が生じた場合であっても、本市はその賠償の責を負わず、当該使用者が一切の責任を負うものとする。

　（使用者の責任）

第９条　使用者がロゴマークの使用により本市に損害又は損失を与えた場合、市長はその賠償を請求するものとする。

２　ロゴマークの使用に起因した事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに本市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、本市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

　（補則）

第１０条　この要綱の施行について必要な事項は、未来創生部シティプロモーション推進課長が定める。

　　　附　則（令和４年　月　日決裁）

　この要綱は、決裁の日から施行する。

　　　年　　月　　日

阪南市長　様

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認申請書

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマークを使用したいので、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用管理要綱の規定を了承のうえ、同要綱第３条の規定により次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 氏名（名称及び代表者職氏名） |  |
| 住所（主たる事務所の所在地） | 〒 |
| □個人　　□個人事業主　　□企業（法人）　　□市民団体□公益法人　　□任意団体　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 連絡先 | 住所又は所在地 | 〒 | □同上 |
| 担当者名（部署、役職） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 申請区分 | □新規□継続（前回承認番号：　　年阪　　第　　号） |
| 使用目的 |  |
| 使用方法・内容 | ※製作物の概要がわかる資料（イメージ図等）を添付すること |
| 使用希望期間 | 　　年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日 |

　　阪　　第　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阪　南　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　印　省　略）

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあったＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマークの使用について、「ＳＤＧｓ未来都市阪南」ロゴマーク使用管理要綱の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認内容

|  |  |
| --- | --- |
| 使用内容等 |  |
| 使用期間 | 　　年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日 |

以上

　　阪　　第　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阪　南　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　印　省　略）

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用不承認通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマークの使用について、「ＳＤＧｓ未来都市阪南」ロゴマーク使用管理要綱の規定により、次のとおり不承認としたので通知します。

記

（不承認の理由）

以上

　阪　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

阪　南　市　長

（公　印　省　略）

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用改善通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマークの使用の変更について、「ＳＤＧｓ未来都市阪南」ロゴマーク使用管理要綱の規定により、次のとおり使用の改善について通知します。

記

（使用改善点）

以上

阪　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

阪　南　市　長

　（公　印　省　略）

ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマーク使用承認取消通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、ＳＤＧｓ未来都市阪南ロゴマークの使用について、「ＳＤＧｓ未来都市阪南」ロゴマーク使用管理要綱の規定により、次のとおり使用の承認を取り消しますので通知します。

記

（取り消す承認）

|  |  |
| --- | --- |
| 使用内容等 |  |
| 使用期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 取消理由 |  |
| 備考 |  |

※使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、使用者の負担となります。

以上